

## 江戸川区介護保険福祉用具購入費受領委任払の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「被保険者等」という。）の一時的な経済的負担を軽減するため、福祉用具購入費の受領委任払の実施及び事業者の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(受領委任払)

第3条 この要綱において「受領委任払」とは、被保険者等が特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（以下「福祉用具」という。）の購入費のうち、自己負担分を特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者又は特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者（以下「販売事業者」という。）に支払い、販売事業者が被保険者等の委任を受けて、江戸川区（以下「区」という。）から福祉用具購入費の支払を受ける方法をいう。

2 前項の規定による受領委任払は、被保険者等が次のいずれかに該当する場合は行わない。

- (1) 被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき。
- (2) 法第67条第1項又は法第68条第1項に規定する保険給付の全部又は一部の支払の差止めを受けているとき。
- (3) 被保険者証に法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき。

(受領委任払取扱事業者の登録)

第4条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、販売事業者が都道府県知事の指定を受けていない場合は、登録を行わない。

2 受領委任払の登録を受けようとする販売事業者は、事業所ごとに次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録届出書（第1号様式）
- (2) 介護保険福祉用具購入費受領委任払制度に係る取扱確約書（第2号様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

3 区長は、前項の規定により受領委任払取扱事業者（以下「登録事業者」という。）として登録

を行ったときは、介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録通知書（第3号様式）により当該登録事業者はその旨を通知するものとする。

4 登録の有効期間は3年間とし、更新する場合は、第1項から第3項までの規定を準用する。

（変更の届出等）

第5条 登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、福祉用具販売の事業を廃止し、休止し、再開するとき、又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（第5号様式）により区長に届け出なければならない。

（事業者の責務）

第6条 登録事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者等の心身状況等に応じて適切な福祉用具の販売を行うよう努めるものとする。

（登録内容の情報提供）

第7条 区長は、被保険者等、指定居宅介護支援事業者等に対し、登録事業者の所在等について情報提供を行う。

（事業者の登録の取消し）

第8条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者の責に帰すべき事由により、被保険者等の身体、財産等を傷つけた場合
- (2) 偽りの申請その他の不正手段により第4条の規定による登録を受けた場合又は福祉用具購入費の請求を行った場合
- (3) 関係法令等を遵守しなかった場合
- (4) その他区長が特に必要があると認めた場合

2 区長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録取消通知書（第6号様式）により当該取消しを受けた登録事業者に通知するものとする。

（支給申請）

第9条 受領委任払による福祉用具購入費の支給を受けようとする被保険者等は、介護保険福祉用具購入費受領委任払に関する同意書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 特定（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 当該申請に係る福祉用具の購入に係る領収証
- (3) 当該福祉用具のパフレットその他の当該福祉用具の概要を記載した書面
- (4) その他区長が必要と認める書面

2 前項の場合において、当該福祉用具の販売を行った登録事業者は、被保険者等からの依頼を受けたときは書類の提出を代行することができる。

（支給又は不支給の決定）

第10条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、当該福祉用具購入費に係る支給又は不支給の決定を行い、介護保険福祉用具購入費支給（不支給）決定通知（第8号様式）により当該福祉用具の販売を行った登録事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により福祉用具購入費の支給を決定したときは、速やかに福祉用具購入費を当該福祉用具の販売を行った登録事業者に対して支払うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成30年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 区長は、この要綱の施行日前においても、受領委任払取扱事業者の登録等に関し必要な手続きを行うことができる。